

ファイン・インテリジェンス・グループ(株) サービス約款

第5版

ファイン・インテリジェンス・グループ株式会社

2021/8/19	第5版
2019/8/5	第4版
2019/5/20	第3版
2018/12/1	第2版
2013/4/1	初版

第1章 総則

第1条 (約款の適用)

1. ファイン・インテリジェンス・グループ株式会社（以下「弊社」とします）が提供する TELE-ALL-ONE サービス、TELE-ALL-LINE サービス及び ADIAS-CALL サービスとこれに関連する IP 端末の販売及び貸与サービス（以下「本サービス」とします）の利用に関する諸条件を定めます。
2. 本約款は、すべてのご契約者に適用されるものとする。
3. 弊社が本サービスに関する個別規定（個別の約款および申込書併用の申込の確認事項を含むものとする）を別途定める場合は、当該個別規定も本約款の一部を構成するものとする。尚、本約款と個別規定の内容が相反し、又は矛盾する場合は、個別規定を優先するものとする。
4. 本サービスの取扱いに関しては、当社と接続されている電気通信事業者などが定める約款などにより、制限されることがあるものとする。

第2条 (定義)

本約款において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

(1) 「ご契約者」

弊社と本サービス契約を締結している法人及び個人

(2) 「本サービス」

この約款に基づき弊社がご契約者様に提供する通話回線提供サービス並びにこれに関連する IP 端末の販売及び貸与サービス

(3) 「本サービス契約」

ご契約者様が弊社から本サービスの提供を受けるための契約。

(4) 「本回線設備」

弊社よりご提供する回線終端装置、ルータなど、本サービスを提供するために必要な機器、設備

第3条 (約款の変更)

1. 弊社は、弊社の判断に基づき、ご契約者様に事前通知することなく、本約款を変更する事があります。
2. 本約款の変更が発生した場合には、料金その他の提供条件は変更後の本サービス約款によるものとし、ご契約者様が変更後の約款に同意できない場合は契約の解除の権利を有するものとする。
3. 前項におけるご契約者様の契約解除の権利は、約款変更後1ヶ月以内に書面にて申し出を行うことにより効力をうるものとする。

4. 本約款の変更は、ご契約者様に通知された上で、当該変更後の約款の改定日が到来したことをもって有効となります。変更後の約款が有効となった後に本サービスを利用した場合または、変更後の約款の有効日から1か月が経過しても弊社に対して異議を申し立てなかった場合は、1か月の経過をもってご契約者様が変更後の約款内容に対して同意したものとみなします。
5. 変更後の約款の有効日から1か月以内に前項の約款変更に対する異議申し立てが弊社に対してなされた場合、弊社及び当該異議申し立てをしたご契約者様は、双方協議をした上で解決を図るものとします。

第4条 (協 議)

この約款に記載の無い事項で本サービスの提供上で必要な細目事項については、ご契約者様と弊社との協議により定めるものとします。

第2章 サービスの種類

第5条 (サービスの種類)

本サービスの種類は次の通りとします。

- (1) IP直回収線サービス
- (2) PRI回線サービス
- (3) CTI関連サービス
- (4) クラウド電話関連サービス
- (5) リモートワーク関連サービス

第3章 契約

第6条 (契約の単位)

弊社は、本サービスの契約申し込みがあった都度、本サービスの種類毎に1つの本サービス契約を締結するものとします。

第7条 (契約の申し込み)

本サービスを契約する場合には、次に掲げる事項等について記載した弊社所定の申込を弊社に提出していただくものとします。

- (1) 本サービス契約申込者の氏名(商号)、連絡先及び住所
- (2) 本サービスを利用する場所、サービスの種類、及び緊急連絡先
- (3) 利用開始希望年月日
- (4) その他本サービスの内容を特定するために必要な事項

第8条 (契約の成立)

1 本サービス契約は、前条の本サービス契約の申し込みに対して弊社がこれを承諾した時点にて成立するものとします。

2 弊社は、本サービスサービスの契約が成立したときは、契約の内容を記載した弊社所定の確認書面を速やかにご契約者様に文書または電子メールにて送付するものとします。

3 弊社は次の場合には、本サービスの契約の申し込みを承諾しない場合があります。

- (1) 本サービスの契約申し込みをしたものが、弊社の定めるサービス料金、消費税、その他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれが有ると認められる場合
- (2) 本サービスの契約申し込みをしたものに対して、地域的な条件などにより、弊社が十分なサービスが提供できないと判断した場合。
- (3) サービスの契約申し込みが、公序良俗反する行為、犯罪・反社会的行為などを目的としていると考えられる場合
- (4) 前各号に定めるほか、その申込者の契約の成立により、技術上または弊社の業務遂行上著しい支障がある場合

第9条 (最低利用期間と料金の支払い)

1. 本サービス契約の基本最低利用期間は1年間とします。
2. ご契約者様は上記の本サービスの利用料金を月末締翌月末日までにお支払いいただくものとします。
3. ご契約者様の本サービスの利用期間が、定められた最低利用期間に満たない場合においても、ご契約者様は最低利用期間分の月額基本費用のお支払いをいただくものとします。

第10条 (支払方法)

1. ご契約者による本サービスの利用料金の支払い方法は、次のうちいずれかとします。
 - (1) 弊社が発行する請求書に基づく指定金融機関口座への振り込み。
 - (2) ご契約者様の指定金融口座からの振替。
ただし、クラウド電話サービスのご契約の場合には、(1)はご選択できないものとします。
2. ご契約者様が指定金融口座からの振替を選択した場合の引落の時期等の具体的な決済方法は、当該指定金融口座の約款等に定めるとおりとします。
3. ご契約者は、前各項に基づき本サービス料金を支払うものとします。なお、ご契約者の本サービスに関する支払いにおいて振込手数料等の手数料が発生する場合、当該手数料はご契約者の負担とします。
5. ご契約者は、本サービス料金の支払いを行う際、当該支払いに係る消費税等相当額(消

費税法及び地方税法に基づき課税される消費税及び地方消費税の合計税額)を負担します。尚、消費税等の相当額の計算において1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。

第11条 (契約事項の変更)

1. 本サービス契約の契約事項のうち、本サービスの種類の変更を希望する場合は、本サービスの契約をいったん解除し、新たに本サービスの契約の申し込みを行っていただくものとします。
2. 前3項の、契約事項の変更の希望があった場合は、弊社は第7条(契約の申し込みの規定)に準じて契約の申し込みを取り扱うものとします。

第4章 権利の譲渡及び継承など

第12条 (権利の譲渡または貸与)

1. ご契約者様は本サービスを利用するための契約情報などを第三者に漏洩してはならないものとします。
2. ご契約者様は本サービスの提供を受ける権利を譲渡または貸与することはできないものとします。
ただし、議決権のある株式を50%超有する子会社への権利の譲渡に関しては、事前に弊社に通知し、双方協議を行うものとする。

第13条 (ご契約者様の地位の継承)

相続または法人の合併、事業の継承などによりご契約者様の地位の継承があった場合は、相続人または合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人またはご契約者様の地位を継承した法人は、弊社所定の書面にこれを証明する書類を添付して継承の発生した日から30日以内に弊社に届け出るものとします。

第14条 (ご契約者様の氏名などの変更)

ご契約者様はその氏名(商号)または住所、取扱いの商品・役務などに変更があった場合は、すみやかに変更の内容を弊社所定の書面にこれを証明する書類を添付して届け出るものとします

第5章 利用停止及び契約の解除

第15条 (利用停止)

1. 弊社にご契約者様が次のいずれかの事項に該当する場合は、本サービスの提供を停止する場合があります。
 - (1) 本サービスの契約申し込みをしたものが、公序良俗に反する行為、犯罪・反社会的行為などを行っている恐れがある場合
 - (2) 本サービスの契約申し込み時に虚偽の事項を通知したことが明らかになった場合
 - (3) 本サービスの料金などについて、支払期限をすぎても、なお支払わない場合
 - (4) ご契約者様が、弊社または他のご契約者様の業務を妨げる目的で、故意に大量の不完了、または短時間の呼の発生をするなど、本サービスを提供する環境に影響を与えた、または与える恐れがある場合
 - (5) 仮差押、差押、競売、破産、民事再生手続開始、会社更生法手続開始、特別清算開始の申し立て等を受けた場合
 - (6) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合、その他支払い停止の状況になった場合
 - (7) 暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係団体、その他反社会的勢力（以下「暴力団等」といいます。）、公共の福祉に反する活動を行う団体及びその行為者である場合、又は反社会的勢力であった場合。
 - (8) 正当な理由がなく、本サービスで申し込んだ機器類を取外して長期間稼働させている場合
 - (9) 本サービスの利用目的が申込時と大きく異なる場合
2. 弊社は、前項の規定による本サービスの提供の停止を行う場合は、停止を行う前にその理由、停止を行う日付および停止期間をご契約者様に通知するものとします。
3. 前項の停止を行う場合において、緊急やむを得ない場合はご契約者様に停止の通知を行うことなく本サービスの提供を停止することがあるものとします。この場合、遅滞なくその理由、停止を行う日付および停止期間をご契約者様に通知するものとします。

第16条 (弊社が行う契約の解除)

1. 弊社は、前条の規定により本サービスの提供を停止されたご契約者様が、その本サービスの停止に至った事由を継続している場合は、その本サービスの契約を解除する場合があります。
2. 弊社は、ご契約者様が前条第1項各号の規定のいずれかに該当し、その事由がほかのご契約者様の本サービスの利用あるいは、弊社の業務遂行に著しい支障をおよぼすと認められた場合は、前条の規定にかかわらず、本サービスの利用の停止を行わずにその本サービスの契約を解除する場合があります。
3. 弊社は、前2項の規定により、本サービスの契約を解除しようとする場合、または

解除を行った場合は、すみやかにその旨をご契約者様に通知するものとします。

4. 本サービスの契約を解除する通知に対して、異議を申し立てなかった場合は、2週間の経過をもってご契約者様が契約の解除に対して同意したものとみなします。
5. 弊社は、契約解除の同意をもって、本サービスで使用しているご契約者様データの消去を自動的に行うものとする。

第17条 (ご契約者様が行う契約の解除)

ご契約者様は、本サービスの契約の解除をしようとする場合は、最低利用期間経過後、解除しようとする日の1ヶ月前までに、弊社所定の書面により、その旨を弊社に通知するものとします。

第8章 料金等

第18条 (料金体系)

1. 弊社が提供する本サービスの料金体系は、次のとおりとします。
 - (1) 初期発生費用
 - (2) 月毎基本料金
 - (3) 月毎従量制料金 (音声通話料金)

第19条 (初期発生費用)

ご契約者様は、弊社に本サービス契約の申し込み (契約変更の申し込みを含む) を行い、弊社がその承諾をした場合は、ご契約者様は弊社に対して初期発生費用の支払いを要するものとします。

第20条 (月毎基本料金)

1. ご契約者様は、本サービス契約に基づいて、弊社が本サービスの提供を開始した日から起算して、その本サービスの契約の解除があった日までの期間について月毎基本料金の支払いを要するものとします。
2. 弊社は、本サービス料金のうち月額課金の料金の初月課金額及び契約解約月課金額に関しては、1か月課金とする。(日割り計算なし)
3. オプションの開始及び終了に関しても1か月課金とする。(日割り計算なし)

第21条 (月毎従量制料金)

ご契約者様は、本サービス契約を利用した音声通話について月毎従量制料金の支払いを要するものとします。

第22条 (料金の計算方法)

1. 弊社は、ご契約者様が本サービス契約に基づいて支払う料金のうち、月毎基本料金は弊社が定める料金月に従って計算するものとします。
2. 弊社は、弊社の業務遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月を変更することがあるものとします。

第23条 (期限の利益の喪失)

ご契約者は、以下の各号に貴規定する事由に該当した場合には、弊社に対する一切の責務について当然に期限の利益を失い、直ちに責務を弁済しなければならない。

- (1) 本契約（個別契約が存在する場合には個別契約を含む。）の各条項に違反し、相当期間をさだめた催告にも関わらず当該期間内にこれを是正しないとき
- (2) 支払い不能もしくは支払い停止の状態に陥ったとき、又は手形もしくは小切手が不渡りとなったとき
- (3) 仮差押え、仮処分、強制執行もしくは担保権の実行としての競売の申し立てまたは公租公課の滞納処分があったとき
- (4) 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始もしくは特別清算開始の申立があったとき
- (5) 解散、事業譲渡、会社分割、合併の決議があったとき、または、資本の減少、営業の停止もしくは変更があったとき
- (6) 資産、信用又は支払い能力に重大な変更が生じたとき
- (7) その他前各号に準ずる事由が生じたとき

第24条 (割増金及び契約外の使用による追加料金)

ご契約者様は、料金の支払いを不法に免れた場合または、契約外の使用により本来支払うべき金額の支払いを不法に免れた場合は、弊社の定める割増金（不法に支払を逃れた金額に2倍の金額を加算したもの）に、これに対応する消費税額を加算した額を支払うものとします。

第25条 (延滞利息)

1. ご契約者様は、料金等（延滞利息を除く）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払い期日の翌日から起算して支払日の前日までの日数について年14.5%の割合で計算した額を延滞利息として支払うものとします。
2. 前項の延滞利息は、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合には適用しないものとします。

第9章 損害賠償

第26条 (損害賠償)

1. 弊社は、本サービスを提供すべき場合において、弊社の責に帰すべき事由によりその提供を怠った場合は、その本サービスが全く利用できない状態にあることを弊社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したときに限り、当該ご契約者様の損害の賠償請求に応じるものとします。
2. 前項の場合における損害賠償の範囲は、当該ご契約者様に現実に発生した通常損害とし、本サービスが全く利用できない状態にあることを弊社が知った時刻以後、その状態が連続した時間（24時間を最低時間とし、24時間の倍数である時間とします）に対応する当該本サービスに係わる月額基本料金に相当する額に、これに対応する消費税額を加算した額の範囲内であつ、その総額は、1ヶ月相当額に、これに対応する消費税額を加算した額を限度とします。
3. 弊社は、ご契約者様が本サービスに対して利用している電気通信事業者、または弊社が接続している電気通信事業者の責に帰すべき事由により、本サービスの提供ができなかった場合、弊社がその電気通信事業者から受領する損害賠償額を本サービスの利用ができなかったご契約者様全員に対する損害賠償額の限度として、かつ、ご契約者様に現実に発生した通常損害に限り、損害賠償に応じるものとします。
4. 天災、事変、戦争・破壊行為その他の不可抗力により、本サービスの提供ができなかった場合は、弊社は一切その責を負わないものとします。

第27条 (免責)

1. 弊社は前条の場合を除き、ご契約者様が本サービスの利用に関して被った損害については、その原因の如何を問わず、その損害についての賠償をする責を負わないものとします。
2. 本サービスは、障害に対して完全に耐性のあるものではなく、核施設、航空機の運行若しくは通信システム、航空管制、直接的な生命維持装置に関わるもの、本サービスの機能停止により死亡、傷害、または身体若しくは環境、社会活動、経済活動への深刻な損害が直接的に導かれ得る活動（以下「ハイリスク活動」という）に使用されるものとして設計、製造または企画されたものではないものとします。弊社は本サービスのハイリスク活動への適合性について、明示的または黙示的な保証を明確に否認するものといたします。
3. 第5条（3）のクラウド電話サービスをご利用の場合、弊社の責任範囲は弊社がデータセンタに設置した機器よりも上位のもののみとし、ご契約者様が中継に利用するインターネット回線の障害、切断、品質低下などについて、弊社は責任を負わず、ご契約者様も弊社にその責を求めないものとします。

第28条 (不可抗力免責)

天災地変等の不可抗力、戦争・暴動・内乱、法令の改廃制定、公権力による命令処分、ストライキその他の労働争議、輸送機関の事故、疫病、その他乙の責に帰し得ない事由による契約の全又は一部の履行遅滞、履行不能又は不完全履行を生じた場合には、別途双方で協議する。

第10章 保守

第29条 (弊社の維持管理)

弊社は、本サービスを適正に維持するよう務めるものとします。

第30条 (弊社の行うご契約者様のサポート)

1. 弊社は、ご契約者様が本サービスを円滑にご利用いただけるよう、適切なサポートを行うものとします。
2. 弊社の行うサポートは、ホームページ、電子メール、電話などで行い、ご契約者様の現地でのサポートは行わないものとし、ご契約者様もこれを求めないものとします。

第31条 (利用中止)

1. 弊社は、次の場合においては、本サービスの提供を中止することがあるものとします。
 - (1) 弊社の本サービス設備の保守上または工事上やむを得ない場合
 - (2) ご契約者様が利用している電気通信事業者、または弊社が接続している電気通信事業者がサービスを中止した場合
 - (3) 多数の不完了呼（相手先の応答前に発信を取りやめることをいいます）を発生させることにより、現に音声通信が輻輳し、又は輻輳するおそれがあると弊社が認めたとき。
 - (4) 弊社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき
 - (5) その他天災地変等不可抗力もしくは運用上又は技術上の理由でやむを得ないとき
2. 弊社は、前項の規定により本サービスの提供を中止する場合は、あらかじめその旨をご契約者様が申し込み時において登録された電子メールまたはFAX番号宛てに、ご契約者様に通知するものとします。
3. 前項の規定に係わらず、緊急やむを得ない場合や、予期できない障害の発生などの場合は本サービスの提供を中止する旨をご契約者様に通知せずに、本サービスの提供を中止することがあるものとします。

第11章 雑則

第32条 (秘密保持)

1. 弊社は、本サービスの提供に関して知り得たご契約者様の秘密を第三者に漏らさないものとします。
2. ご契約者様は、本サービスの提供に関して知り得た弊社の秘密を第三者に漏らさないものとします。なお、本機密保持事項は、ご契約者様が契約を解除された後も、契約解除の日から3年間は有効なものとなります。
3. 前項にかかわらず、個人情報の保護に関する法律 第23条(第三者提供の制限)に該当する場合、弊社は必要な範囲で警察機関等第三者に個人情報を開示することがあります。

第33条 (ご契約者様の義務)

1. ご契約者様は、本サービスの利用をするにあたり、次の行為を行わない、または弊社に求めないものとします。
 - (1) 故意に電気通信回線を保留したまま放置し、その他音声通信の伝送交換に妨害を与える行為。
 - (2) 故意に多数の不完了呼を発生させ又は連続的に多数の呼を発生させる等、音声通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為
 - (3) 本人の同意を得ることなく不特定多数の者に対して商法、訪問販売法、割賦販売法、景品揭示法、個人情報保護法その他法令の定めに違反する行為
 - (4) 公序良俗に反する行為
 - (5) 直接・間接を問わず、犯罪に結びつく可能性のある行為
 - (6) ほかのご契約者様あるいは、第三者を誹謗または中傷する行為
 - (7) ほかのご契約者様あるいは、第三者の生命、財産、プライバシーを侵害または侵害するおそれのある行為
 - (8) その他、法令などに違反するもの、または違反するおそれのあるもの。
2. 弊社は、前項各号に掲げる内容の情報その他弊社が本サービスの適切な運営上不適当と判断した情報については、それを削除する権利を留保するものとします。
3. ご契約者様は、本サービス回線設備に接続する、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持するものとします。

第34条 (ご契約者様の氏名等の通知)

弊社は、警察等の官憲からの要請または、協定電気通信事業者から請求があった場合は、ご契約者様(弊社と直接接続している電気通信事業者に限ります。)の氏名、住所及び音声通信番号をその官憲または協定電気通信事業者に通知することがあります。

第35条 （ご契約者様に係る情報の利用）

弊社は、ご契約者様に係る氏名若しくは名称、電気通信番号、住所若しくは居住又は請求書の送付先等の情報を、弊社、協定事業者又は本事業のサービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求その他の弊社、協定電気通信事業者又は提携事業者の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。なお、業務の遂行上必要な範囲での利用には、ご契約者様に係る情報を弊社の業務を委託している者に提供する場合を含む。